

令和3年8月2日

保護者様

埼玉県立越谷南高等学校長 新井 和徳

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う  
本校の対応について

大暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動に対し、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス陽性者の急激な増加を受け、令和3年7月30日（金）に本県が緊急事態宣言の措置区域として指定され、対応期間は、8月2日（月）から31日（火）までとなっています。これに基づき、県教育委員会から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について」通知が出され、本校として、8月2日（月）から下記のとおり対応しますので、御理解と御協力をお願いします。

あわせて、家庭内感染が拡大しているため、御家庭におかれましても、引き続き、家族ぐるみで感染防止対策（規則正しい生活習慣の徹底、適切なマスクの着用、手洗い・手指消毒、不要不急の外出を控えるなど）の実践をお願いします。

## 記

### 1 夏季休業中の部活動の取り扱いについて

#### (1) 活動日数について

週4日以内の活動とします。

ただし、各種大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）の大会当日の14日前からは『埼玉県の部活動の在り方に関する方針』に基づく活動とします。

#### (2) 合同練習や練習試合等の校外活動について

県外での活動は、行わない。（全国大会・コンクール等に出場する場合は除きます。）

県内での合同練習や練習試合等は、自校を含めて2校までの活動し、必要最小限の実施とします。

### 2 補習等の進路指導について

換気の徹底、アルコール消毒の設置などの感染防止対策を徹底した上で、実施します。感染等の不安がある場合は、補習担当者に御連絡ください。

担 当

教頭 内田 臣治、加藤 悟

電話 048-988-5161